

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（3）

2. 日時：令和5年2月15日（水）16時30分～18時30分

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、立元管理官補佐、島村主任安全審査官、

澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部

技術主席 他4名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 技術副主幹 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：技術基準規則への適合性（処理場アスファルト固化装置）（処理場A S3-1）

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	それから感じるはずですよ。
0:00:05	では、通路今回から開始させていただきます。技術基準規則への適合性について、
0:00:11	外でお送りいただきましてありがとうございます。担当で、マルバツ上の理由を確認させていただきましたけれども、
0:00:23	携帯等は設置変更国家申請書で設計上考慮する必要がないとしている場合は、その旨を書いていただくのが良いかと思いました。また存在該当しないもの、例えば原子炉施設ですと、
0:00:39	Aは原子炉が存在しませんので、原子炉について、何々しなさいという項目は内部で該当しない、或いは耐震重要施設が存在しないについて何々しなさいってことは存在しないと、いうことを書いていただくのが、全体かと思いました。
0:00:57	パート丸々する恐れがある場合には閉までまでしてくださいという、バツバツしてくださいという時には、バツバツではないから、台頭しないではなくて、丸々する恐れがないので、該当しない、しないという書き方をしてくのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:14	メーカーだと思います。また、以上の 63 パターンに該当しない場合は個別に書いていただくことになるかと思いますが、
0:01:24	その観点で、それぞれの条文を融度にさせていただきました。
0:01:30	最初、第 5 条ですけれども、前回の設備構成の説明では、今回の申請の設備は施設を支持するものではないため、該当しないとありますけれども、
0:01:44	地盤について述べている項目ですので、何か地盤、設置するもので正田建物、
0:01:54	建物とか柱とか壁とか、そういうものを想起しますので、ちょっと地盤について書いていただければと思います。
0:02:03	結局、
0:02:04	今回何を今コメントしたのか。はい今の趣旨ですけれども、第五条は、地盤に関する情報ですので、どうして
0:02:18	この情報を適合性を確認する必要があるかっていうことについては、
0:02:25	地盤について書いてくださいということです。
0:02:31	この指示する後、要求事項の指示することができる地盤にかかっている ので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:39	地盤に関することについて、適合性の説明として、
0:02:45	書いて欲しいという、
0:02:47	具体的に言いますか、基本性の今説明案に対して、どういうことを盛り込む神経趣旨ですか。
0:02:54	頭だけの地盤って言葉がないので、
0:02:57	一番押さしていることが明瞭ではないので、
0:03:03	地盤という言葉を含めて、
0:03:06	帰ってくださいという。
0:03:09	要求です。
0:03:15	シマムラですけれども、例えば
0:03:23	今回の設備は、
0:03:29	他のところにあるようになります。
0:03:36	今閉止措置に関するもの。
0:03:40	やはり地盤に係る申請ではないため、北海道市内とか何かそういう、
0:03:49	表現は、
0:03:51	どうでしょうかということかと思います。
0:03:57	原子力機構キノシタでございます。はい。いいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:04	閉止する設備がありましてと、その設備はどここの建屋にありまして、その建屋は、十分に知り徹底することができる地盤に設置されているものっていうものはすでに既認可を受けているものです。
0:04:19	そういうロジックで説明して欲しいんですけど。
0:04:24	説明の中でわかりました。
0:04:27	原子力キノシタでございますはい、承知しました結局下で十分支持できる地盤に設置されてるっていうもので、
0:04:37	説明して、それに何ら影響を与えるものはないっていうような書き方でしょうか。
0:04:43	中出原口民間ですけど、既認可で、常にその支持することから地盤に設置されたものであるとする設計、詳細設計、想像のような詳細設計にしてるってことはもう確認をしているので、
0:04:56	今回の設備というものは、どここの建屋にありまして、そこの建屋については、既認可において、衛藤、十分に支持することができる地盤に設置されています。
0:05:10	なので詳細設計に変更ありません。すと言いつて欲しいんですけど、
0:05:16	定収機構キノシタでございますはい承知いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:20	麒麟から地盤について、
0:05:24	D2、
0:05:27	Dもやってましたっけ。
0:05:30	原子力機構キノシタでございます田井新開補強工事の設工認その2でし たっけ、その中の中で耐震計算書をつけてございますその中で地盤支持 に関する評価とか入れてございますのでそこで
0:05:48	改めて実施しております。規制庁霜田です。はい、わかりました。
0:05:55	はい。
0:05:56	じゃあ、安心して出して、
0:06:02	いや、五条。
0:06:05	そのサポート部は、計算したものがあってね、埋設後に、
0:07:03	すいません今規制庁で打ち合わせを行っているのでちょっとお待ちくだ さい。
0:08:46	渡瀬しました。
0:08:50	次、第13条です。佐藤さん言ってください。
0:08:57	指摘事項のあるところだけ言おうと思ったんですけど、指摘があるかど うかを確認しながらやるのに1個ずつやってくださいわかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:07	じゃあ、一つずつ進めさせていただきます。第6条の単位校。
0:09:13	今回申請の設備から漏えいの可能性は、廃棄物処理次を使用停止として いることから、小さくまた耐震CクラスのA1、
0:09:24	建屋内に設置されていることから、地震により公衆に放射線影響を及ぼ すことはないため該当しないと。
0:09:35	はい。本件について何かございますでしょうか。
0:09:48	へえ。どうなる可能性あるんですか。
0:09:52	崩壊することを前提に書いてるんですか。
0:09:59	そうした場合に、
0:10:15	関田竜基です。耐震Cクラス。
0:10:18	に対する設計の考え方をまず教えてください。
0:10:37	はい。原子力機構、木下でございます。また新Cクラスちょっと今回 し、
0:10:45	ちょっと設備を使用停止にするっていうことまでちょっと考え方が、ち よっと難しいんですけれども、
0:10:54	一般的には
0:10:57	一般さ、いわゆる

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:01	耐震Cクラスに要求される静的地震力になるような設計とするということです。で、今回は設備の使用停止んかかるところでもございますし、既存の耐震Cクラスで設計されたところに、また何か、
0:11:17	改造するっていうものでもないっていうふうに理解しております。
0:11:24	耐震Cクラスの設計の考え方っていうのは、静的地震力に対して耐えるっていうのがまず一つ考え方ですか。
0:11:36	はい。そういうことになろうかと思えますはい。
0:12:48	何規制庁シマムラその今回ののは、
0:12:52	閉止措置をする配管というのは耐震Cクラスで設計されてるっていうことでよろしいですか。
0:13:01	廃液系についてはそうですけれども、いわゆるLPGとかですねそういったものは、特にクラス分類としては、現状ない。
0:13:15	ですね、一般施設ということで、はい。
0:13:19	ノンクラスのものが、LPGとか、
0:13:24	あと蒸気とかですか。
0:13:27	はいそうですねはい。
0:13:30	ただその二つはあれですよねもともと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:13:34	仲野。
0:13:36	流体側の蒸気と、
0:13:39	N P Dという放射性物質とは関係ない。
0:13:45	はい。反応L P Gと条件については非放射性脳遊技機でございます。放射性物質が中に入ってるものについてはCクラスで設計されていると、 ということで、
0:13:58	よろしいですか。そうですねはい。
0:14:03	だからそう書いてもらわないですか。
0:14:13	うん、だから、はい規制庁しますけど、今の
0:14:21	放射性物質が入ってるものはし、配管自体もCクラスで設計されて、
0:14:32	今回の閉止措置評価ってのは何ていうんすかね
0:14:47	強度は、強度は同等っていうか、共同
0:14:55	や強度に影響はほとんどないという、いうんですかね。
0:14:59	それは、映像ですか。
0:15:07	後で結果でございます強度に影響がないというのは
0:15:15	何ですかね閉止、同静止措置を行うことで強度に影響がないとそういった意図でしょうか。そうですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:28	そうですね特段、もともとの鞍数っていうこともありますけれども、
0:15:35	閉止負板とかですねそういったものをつけたって非常に軽量物でございますし、特に、
0:15:43	何ら影響はないというふうに考えております。
0:15:48	規制庁渋谷です。C6の箇所は排気に関するもので耐震Cクラスだと思っておりますけれども、閉止版をつけたものも引き続き耐震クラスC、Cクラスという理解でよろしいでしょうか。
0:16:04	ちょうど使用停止する境目でもございますけれども基本的には閉し分岐点になってしまうので窓チラーっていうのはありますけど耐震Cクラス相当として、
0:16:21	今後も次、維持管理はしていくこととなります。
0:17:13	規制庁シブヤですけれどもそうすると特にC6の箇所だと思いますけれども、耐震Cクラスに準ずる設計により工事を行うので、地震力によって損壊する。
0:17:28	恐れはないというような書き方は、技術的に可能でしょうか。
0:17:35	はい。それは可能です。その辺ちょっと書きたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:46	はい。瀬戸町長承知いたしました。六条単位以降いきます。設置変更許可申請書における許可基準 1、はい。第 1 章第 2 項についてお願いいたします。
0:18:03	赤井新重要施設ですね。
0:18:05	主語がない人利用施設だから、はい、お茶廃棄物処理場にありませんっていうことはね、はいそうですねはいませんです。はい。
0:18:17	はい。はい。ですよ。
0:18:19	はい。第 7 条行きます。津波です。
0:18:22	開発したとしないとなっております。照井 L 2 津波です。
0:18:38	本当は、
0:18:40	根拠を送ってもらう。うん。
0:18:51	規制庁下でございます。第 7 条のところ、許可の段階で、津波の遡上の評価をやってるはずなので、
0:19:00	生田目エビデンスとして、その評価の結果第 2 廃棄物処理棟に到達していないっていう図を、審査資料として提出してもらえますか。
0:19:12	原子力機構キノシタでございますはい。茨城県が策定している津波の浸水マップ上で、確か示した資料があると思いますのでちょっと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:25	提示させていただきたいと思います。
0:19:28	はいお願いします。
0:19:31	はい。次第 8 条第 1 項です。
0:19:36	説明なのかな。
0:19:38	第 1 号です。
0:19:46	若い部署別です。
0:19:49	別紙 2 参照。
0:20:16	部屋の中なのでということで、
0:20:22	反対許可の説明してんすかねこれ。
0:21:27	規制庁シブヤです。説明のところで、許可の方の第 6 条を引いてますけどもこれはどういう意図で引用されているんでしょうか。
0:21:42	でしキノシタでございます。すいません
0:21:48	一応設営費代表と全体としても、独自、第 8 条への適合性は設工認その 9 で実際はやることになっております。
0:21:59	その中で、今回の申請の範囲は第 1 としての第 8 条の適合性は後で見られるけれども今回については、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:10	当ならここで触れておく必要があるのかなと、デフレ特殊がある場合は許可基準規則の説明の中で一応そこでは外カクウに対しての話が出てきて、それに対して、
0:22:24	今回は外郭に該当しないから、今回のこの条文対応ではないというふうにちょっと記載させていただいたものでございます。
0:29:05	悪性とシブヤですお待たせいたしました。
0:29:09	新基準第6条引かれてますけれども、その設工認は、この9で行うということですので、
0:29:19	今の現町の書きぶりとしては、
0:29:25	真木。
0:29:26	絹カーから変更のライン、
0:29:32	いや、
0:29:33	大に存在。
0:29:36	するためと、
0:29:39	事になるかと思えます。
0:29:42	56条もないですよ。はい。567条についても、考え方は、と同じになりますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:52	よろしくお願いいたします。触れて使われましたでしょうか。
0:29:57	全周期公金おっしゃるございますはい。ご承知しました。その上で7条については浸水マップを提示するということよろしいでしょうか。
0:30:09	ふやすことですね。うん。
0:30:11	親戚の許可を取ってるので、
0:30:14	津波遡上評価の新規制内容ですが、
0:30:22	津波は来ないっていう、新基準の施行にやってるわけじゃない。
0:30:35	を、この各位、
0:30:59	はい。では先ほどと同じように、同じですけども、松波につきまして は、訴状の評価の、
0:31:08	これを添付していただくということをお願いいたします。
0:31:14	は、原子力機構キノシタということで承知いたしました。別所金子で す。こちらが何を迷ってたかって伝わりましたでしょうか。
0:31:26	ホーム電車今日キノシタでございますすでに許可で、教科書のつま構成 としては七条の全体的な設計方針の中で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:37	津波がそう相談する範囲にある施設については対応するという全体の方針がありますんで、そのあとの方の施設別のところの許可のところ、津波が到達する恐れのある施設は津波防護施設を設けるということで、
0:31:55	保管廃棄施設の2とかで個別の施設のところに対策するというふうには、文言では書いてありますけれども、
0:32:05	実際その時第処理等については、津波の到達しないので、特に何も書いてないところもございますのでそこは改めて確認したいという意図かなと考えております。いかがでしょうか。
0:32:19	すいません素行ではなくて5678のところの適合性の説明。
0:32:26	はその9で、
0:32:29	適合性を確認するんで、
0:32:31	適合性を確認する説明としてここなんて書くべきかねっていうふうに思ってたんですけど、まだ確認してないんで旧基準からの変更はないよねと。
0:32:41	動的上適合状態から変更ないよねっていうふうに、バクしかないかなってそういうこと言われてたっていう、そこを扱ったかなっていうだけなんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:51	失礼いたしました先ほどの津波マップの話とちょっと混同しております。はい意図は伝わっております。はい、わかりました。そんな感じでお願いたします。
0:34:25	規制庁金子です。すいません。第8条4項の航空機落下確率の件なんですけども、
0:34:38	旧基準のいわゆる既認可ですよね。の中で、この航空機や確率に関する評価ですとかそういったものってやられていたんでしょうか。
0:34:54	原子力機構キノシタでございます。旧基準における人カーではそのような評価をしてないかと思い、してございません。
0:35:07	はい。とりあえず了解ちょっとってくださいね。
0:42:54	写真調達元ですいません確認時間かかりました。改めての確認ですけど、ちょっと節項に急には江藤地震も津波も、
0:43:05	外部事象もすべてその9の中で、新基準の申請が出てくるっていう理解でよろしいですか。
0:43:20	処理場ですけども、地震とか津波がは出てくるっていうことはないですがそこで要求事項として出てくることはないというふうになってますすごいそのQははい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:43:33	と新基準設工認は、地震と津波はもう取られているというご説明ですか。
0:43:41	はい、そうなります。
0:43:45	今、56条七条八条であれば、八条だけが新基準設工認を取れてないというご説明ですか。
0:43:58	はい賞状ですけどそうです88条の外部事象下キーのみが処理場共通としてまだ取れてないという状況でございます。そういうこと。
0:44:14	江藤薄井規制庁竜基です。それであればですね、工場6条7条については、先ほど私から言った通り、今回の設備は、
0:44:26	どここの建屋の中であって、その建屋は既認可、これは新基準の設工認ですね、新基準の施行にてとった既認可から変更がないので、
0:44:38	変更がないですなのでバツですっていう説明をしてもらえばいいです。 一方、八条に対しては、新基準での既認可というものがなかったので、
0:44:48	これは旧基準での設計になっているかと思います。それについては、どここの建屋にある、あります。
0:44:57	で、終了にしてください。
0:45:00	こちらの意図伝わりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:16	あれ、ごめんなさい、第8条の部分ですけども、ちょっと今うまく意図が掴みきれなかったんですけども、第2はい。はいどうぞ。
0:45:26	第8条についても、もし新基準の設工認を取れているのであれば、江藤、これらの設備は建屋の中に入ってます。建屋の設計は、
0:45:38	既設工認、これは新基準の設工認ですけど、設工認、既設工認から変更はありませんと言い切っただけだったんですけど、新基準設工認が取れてないというお話だったので、
0:45:50	これらの設備はどここの建屋にありますっていう説明のみになるかと思えます。
0:45:57	七条と八条で異なりますねという説明です。はい理解しましたありがとうございます。うん。
0:46:10	よろしいでしょうか。うん。
0:46:39	この設備はどここの施設に合わせてもらうっていう話じゃないんだっけ。
0:46:47	施設に対して、もう一つ、
0:46:50	もう一つ、
0:46:52	すでは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:53	はかってるってことなんじゃないんだっけ。
0:46:59	現在まだ事業総だからもうちょっと早い。
0:47:11	はい、石森事務局。
0:47:16	つながんないこの設備は、何とかに関わる、
0:48:09	規制庁シブヤです。
0:48:11	第9条の件ですけれども、人の侵入防止が不正アクセスについては主語は工場または事業所ですので、工場または事業所ですでに、
0:48:22	設定された人の侵入放射性アクセスのためのシステム等がすでに存在して、この工事はそのシステムを
0:48:32	に変更与えるものではないというふうな書きぶりで、
0:48:38	お願いできますでしょうか。
0:48:43	はい症状で承知しました。
0:48:49	はい、では十条前。
0:48:57	労働性ですね。
0:49:05	原子炉の反応度が制御できることとありますけども、原子炉はないので、
0:49:11	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:13	第5船舶ではないので、
0:49:17	はい、じゃあ10対1、11乗お願いいたします。
0:49:22	これも原子炉の安全を確保する上でありますが、
0:49:28	原子炉が、
0:49:30	ないため、
0:49:33	現在の書きぶりは原子炉の安全を確保するために必要な設備がないため とありますけども、
0:49:44	マリン主、原子炉がないので、
0:49:51	制作部です。すみません、11条の原子炉の安全を確保するために必要な 設備ってというのはどういうもの。
0:50:01	を定義してるんですか。
0:50:28	なんだけどこれもなしなんです。
0:50:31	すみません。失礼しました。どうも申し上げますと、基本的にはですね 処理場の場合閉じ込め機能ですので、そのとじ込み機能を確保するため にっていう意味でっておりますはい。
0:50:44	今回規制庁だと思うんですが、今回の返信措置なり何なりっていうの は、その閉じ込め機能に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:52	かかる設備ではないっていうご説明ですか。
0:50:56	基本的にそうなります。
0:52:41	規制庁松元です。11条の1項は、
0:52:47	通常の1項と同じように、処理場には原子炉がなく、
0:52:53	こういうものが必要ないため、
0:52:57	該当しない。
0:53:00	そういう説明にしてもらっていいですか。
0:53:03	処理場で承知しましたちょっと失礼しました説明が悪く申し訳ございません。
0:53:12	はい。では次、第12条です。
0:53:21	安全性を確保する上で重要なものの材料及び構造。
0:53:31	は規制庁金子です。ここの第12条で言っている、安全性を隠す確保する上で重要なものっていうのは、JAではどういうふうに定義しています。
0:53:55	はい処理場ですけども、
0:53:58	はい。こちらのですね基本的に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:02	こちらクラス3よりも上のランクのものっていうところで考えておりますはい。
0:54:10	浦さんより上ってことは黒澤はいらないってことですか。
0:54:15	9位。
0:54:21	クラス3に関しましてはクラス3としての安全性クラス3として求められる一般産業施設も指定の桃の安全確保は保幼があると。
0:54:33	ということで何かちょっと言い方が悪くて申し訳ございません。
0:54:36	0と安全確保、安全性を確保する上で重要なものというのはクラス1クラスにクラス3である0。
0:54:45	これクラス3も含みます。その上で今回の場合には、クラス3としてのものをよりもより低いからという言い方になります正確なごめんなさい言い方があるかもしれません。
0:54:58	うんだからクラス3とクラス2とクラス1っていうことでいいんですよ。
0:55:03	はい、そうです。
0:55:09	この説明で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:11	安全上、安全を確保する上で重要なものとしてAとして位置付けられているクラス3が、重要度は高くないって言うんですけど、ここで言うてる重要度は高くないっていうのはどういう意味でしょうか。
0:55:30	こちらちょっとね日本語はちょっと丁寧じゃなくて申し訳ございません。こちらで言うてる最初のところの параグラフのまたより前の部分で重要度は高くないって言うてるのは、
0:55:40	ここは今クラス会う安全機能重要度分類として一般的な要求需要度の分類分けのところ、クラス1クラス2と比べてクラス3は重要だたくないと。
0:55:52	言うてるところそっちとそっちのことまでこちら使っておりますちょっと日本語があると申し訳ございません。
0:55:58	クラス1クラスに比べて重要度高くないって言うてるだけなんです。
0:56:02	おっしゃる通りです。
0:56:08	だから何なんだ。
0:56:14	こんなものだけど、
0:56:38	規制庁金子です。多分ここ日本語が変なんでしょうね多分安全を確保する上で重要なものだけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:46	安全を確保する上で重要なものではないになってますよ。
0:56:51	この説明が、はい。
0:56:52	はいおっしゃる通りですね。ですのであくまでも最初のところでは要はクラスアンダー安全機器の重要度分類の話としてのところでクラス3っていうところで行ってると。
0:57:04	そっから先で、ただここ本件に関しましては、クラス3という、クラス3としてのものというよりは、より設備の使用停止でもうアノンヘ一つして、
0:57:16	漏えいの可能性ないため良い事業に重要重要度は非って低いですということをお話してますのでちょっとこれ文書がすいません申し上げます。ちょっと日本語は+で申し訳ございませんがそういう意図でございます。
0:57:32	規制庁新村ですけども、使用している段階ではクラス3に相当していたけれども、もう廃止措置に伴って、クラス3よりも重要度が下がるとい
0:57:43	う、 廃止中止でしょ。RCそっちbasis閉止措置ごめんなさい。はい。 はい。閉止土でも中に中に液体もない状態になりましてそういうことになりましてそれで圧もかからない状態で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:57:59	いやあ落ちる g o o による負荷等もかからない状態であるためそういう状態になるということでございます。
0:58:06	資料の 6 はできたら入ってるでしょ。
0:58:09	水の 6 は、使用を続ける水槽に繋がっているんですけども、
0:58:16	そう。そういう部分で、拠点が変になっているので、編集部にはもう 1 回は行かない。
0:58:25	了解です。すみません。
0:58:29	倉沢プラスはそのまま変わらないと思いますよ。せっかくそういうところにプラスある設備であることから、なぜ対象外なのかよ。
0:59:59	規制庁竜基です。12 条については、1 項 2 項 3 項それぞれに回答の仕方が変わってくるかなと思います。1 項については、
1:00:09	安全性を確保する上で重要なものの材料及び構造って言うので、クラス 3 歳に応じた設計をしている。
1:00:20	もともと既認可の通りって言うていいんですかね。ちなみにこの材料及び構造は、新基準通ってるんですけど。
1:00:42	人が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:46	もともとの先生設備をた建設した当時の清ととろで取ってるに切欠に仮の状態でございます。
1:00:58	生活保護で新基準の設工認はまだ取れてないというご説明ですね。
1:01:02	はい、そうです。わかりました。先ほどの外部事象ですか。
1:01:09	と同じように、クラス3の設計にしている、設計にしていると、そのぐらいに、の説明になりますかね、2項については、
1:01:20	耐圧試験または漏えい試験を行った時というふうには言ってるんですけど、
1:01:24	開発試験または漏えい試験っていうのは行うんでしたっけ。
1:01:30	こちら、
1:01:32	行いません。
1:01:34	はい。なのでそれが答えになっていて、耐圧試験または漏えい試験は行わない。なので、該当する条項ではない、対象外ですっていうのが5000、回答かと思います。
1:01:46	3番については、大体の回答はなってるんですけど、原子炉施設に属する容器であってっていう条文になってるので、原子炉施設に属する容器ではないっていうのが回答かと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:00	今のは承知しました。ありがとうございます。それでちょっと1点だけ確認です。今の耐圧漏えい試験をやらない理由も書いてもらえますか。
1:02:13	やらなくていい理由。
1:02:27	ふうん。
1:02:44	伝わってないかも閉止するところで、C-6でしたかね、まだ使用するところに繋がっているところを閉止するんで、
1:02:54	漏えい防止の観点から、耐圧試験やっても、おかしくはないよねっていうところあるんですけど、
1:03:01	そこは何らかの理由により、耐圧漏えい試験やらなくていいんですね。
1:03:06	その理由なんですけど。
1:03:17	承知しました主旨理解しましたのでそういう観点でちょっと理由を確認いたします。どういう理由か今説明してもらいます。
1:03:33	はい。ですねそこはの上、その上部分で、すでに閉止措置をとっておりますので、そしてそこをソフト対応でもそこに来ないように担保しますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:49	そちらに関してはもういらぬという話になります。
1:03:54	上流の弁を閉止する。
1:03:56	事ですか。
1:03:58	はいそうなります。耐圧漏えいはもうすでにやられているからあえてや んなくていいってそういうことですか。
1:05:00	はい、正常ですけど申し上げませんその16のところに関してしっか りちゃんと確認した上でも下もしたやつをやってないんだったら要求 や、
1:05:10	すぐそのところの家話が変わってきますのでそこ必要だということ で説明させていただきますちょっとごめんなさい大変申し訳ございませ ん。
1:05:22	今ご説明はちょっと事実関係確認してから回答しますということ ですか。
1:05:27	はい事実関係をちゃんと確認させていただきます大変申し訳ございませ ん。はい。お願いします。
1:06:51	はい。13条お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:00	すいませんシマムラですけれども 13 条なんですけど次のページ、15 条を見ると、第 2 項で、今回新鮮設備は安全弁等はない括弧第 13 条 3 条。
1:07:16	為我井町しないって書いてあって、
1:07:18	これ、今、引用してた 13 条を見るとちょっと値違うことが書いてあんですけど、
1:07:27	こっちも案、今回の設備は安全弁でないっていう。
1:07:32	言った方が、
1:07:35	いいのかなあというふうに考えたんですか。いかがでしょう。
1:07:40	処理場です大変申し訳ございませんおっしゃる通りでとなります安全弁でないという話になりますので、ちょっと記載文に関して整理させていただきます大変申し訳ございません。
1:07:51	何ですか。
1:07:54	次の 15 条の、
1:08:41	それで規制庁金子ですすみませんここ、第 13 条なんですけど、これ必要に応じて安全弁を設けてねっていう話なので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:51	ここは安全弁を設けるような、設ける必要があるような数機器に作用する圧力の方の上昇がない。
1:09:02	ことから安全面は設ける必要がないとかそういう説明ってできますよね。
1:09:09	終了ですけどごめんなさいそういう説明可能です。はい。
1:09:13	そんな感じでお願いします。はい、わかりました。
1:09:17	じゃあ次、第 14 条お願いします。
1:09:21	逆流防止弁です。
1:09:29	規制庁シブヤです。13 条と同じ、同様の対応ということでよろしいでしょうか。拝承しました。
1:09:39	細かいですが 2 行目た数字が斜線廃棄物になってるので、修正をお願いします。はい。はい、わかりました。はい。
1:10:00	PANDA 一緒ですから、大体 1 個、漏えいする場合、
1:10:13	はい、代行よろしいでしょうか、ちょっとお願いします。
1:10:16	40

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:39	学生東芝です。ちょっとお伺いしますけれども、通常運転時に、閉止部の上流にある弁のところまでは、液体が来る可能性があるんでしょうか。うん。
1:12:00	うまい可能性もあるんです。
1:12:11	あ、はい正常ですけども閉止するところそこまでは来なさい。
1:12:30	やっぱり、この漏えいしずかどうかっていうのは先ほど確認するされるとしたその弁。
1:12:39	確認結果次第ということになりますでしょうか。
1:12:45	はい大変申し訳ございませんはい。先ほどの所のところでお話あったその確認の結果によってちょっと書きぶりが変わってくると思いますので、すいません確認させてください大変申し訳ございません。
1:12:59	瀬戸シブヤです承知いたしました。
1:13:04	ちなみにですね、仮に漏えいした場合、
1:13:09	漏えいしたものを、安全に廃棄し得るように、
1:13:14	設置された何かそういう処理施設みたいのは堰か何かあるんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:40	はい。正常ですけども、液体覚えた場合には、下のタンクのところに落ちる落ちる構造になっております。
1:13:51	わかりました。その点については了解です。
1:14:06	規制庁立岡です。江藤。今、丹久我の方でっていう話があったのでこちらの第15条の第1項については、すでに設置しているタンクにより、
1:14:19	その廃棄する設置、安全に排気試運用に設置しているっていうところで、設計変更がない。
1:14:26	なので、
1:14:27	討伐です、評価の必要性の有無なしですっていう説明をしてもらえばいいと思うんですけど、0 どのこのうのっていう説明をするのではなくて、
1:14:37	はい。はいちょっとしっかりと確認した上ではそのような記載をちょっと検討させていただきたいと思いますはい。
1:14:50	はい、第2項安全弁お願いします。
1:14:53	ないです。はい。
1:14:56	よろしいでしょうか。うんはいじゃ第3項排水炉。
1:15:18	っすよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:17:05	発生調達元です。15条の3項ですけれども、今排水炉の上に床面がないものでなければならないという要求事項に対して、
1:17:16	適合性の説明としては、
1:17:18	今回の申請設備は、どこどこ配管を閉止するものであって、その排水炉や床面、
1:17:29	の設計を変更するものではない。本人、
1:17:33	金菅野通りってことなんですけど、はい。
1:17:37	そういう答えの流れにしてもらっていいですか。
1:17:43	はい、承知しました。
1:18:11	はい。きちんとシブヤです。第15条第4項は第3項と同じ書きぶりでお願いたします。
1:18:19	きました。
1:18:21	第16条お願いします。
1:18:28	設けるものではない。
1:18:38	第10、規制庁辰野です。第16条も先ほど15条と同じですけど、遮へい設備等設けるものではなく、内ではなくて、遮へい者、設備等の設計に変更はないっていうふうにしてもらっていいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:53	拝承しました。
1:19:00	第 17 条換気設備お願いします。
1:19:08	同じです。
1:19:11	センターシブヤです同じ書きぶりをお願いします。
1:19:15	どうしました。
1:19:18	清八条金曜省略。はい。
1:19:23	よろしいでしょうか。うん。うん。次でしょ。溢水による損傷防止。
1:19:55	金子ですねのため確認です。廃棄物処理設備の溢水評価で、
1:20:04	内部溢水による機能喪失。
1:20:07	ありっていう評価でしょうか。
1:20:15	新基準とってるかどうか先ですか。そうか。
1:20:18	すいません当第 19 十条の新規性基準伴う内部溢水の評価ってやってま す。
1:20:28	新規性基準の審査はまだだったと思うんですけど、
1:20:32	これまだまだです。
1:20:42	じゃあ溢水評価をさせてください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:48	規制庁竜基です。旧基準かもしれないんですけど、旧基準になると思うんですけど、その溢水のための防護措置その他適切な措置っていうのは何か講じられてるんですか。
1:21:15	はい。正常ですけども、こちらの新規制度の新規要求なので、そちらに対して旧認可でクリアしてるっていうところはない状態でございます。
1:21:39	規制庁でちょっとお待ちください。
1:24:05	規制庁渋谷です。現在の説明案だと、水が不成立で安全性を損なうものではないっていうふうに書いてありますけども、これはどういう考え方によって、
1:24:16	そこがばれたんでしょうか。
1:24:29	はい。こちらに関しましてはですね。はい
1:24:33	今回もう残留残留の液体がございませんので、そこでもう溢水の溢水が発生するということがないということでその安全性を損なうものではないという話になります。
1:25:07	規制庁芝です溢水ですので当該施設通から発生する水とは限らなくて、周辺施設等から来る、とびあ、水の可能性もあるんですけどもいかがでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:28	すいません処理場ですけども、それで周りからの周りからの周辺周辺からの被水水をかぶるような状況があっても、
1:25:38	この配管の閉止措置をした部分に対してが何らかの影響を受けることはないという話になります。
1:28:05	規制庁勝本です。衛藤一穂の許可、新基準許可では、どのような設計方針にしているか。
1:28:15	教えてもらっていいですか。
1:28:41	はい。処理場ですけども、溢水が発生した場合でもとじ込み機能を確保する、閉じ込め機能を失わないようにするというところをうたっております。
1:29:59	規制庁だと思うのです。ちょっと日本語がうまくないかもしれないので適切にしてもらえればと思うんですけど、溢水に対しては、
1:30:09	江藤、新基準の設工認が取れてないという状況なので、
1:30:14	今、芝田説明があった新基準許可、
1:30:17	をちょっと一部取ってきて、
1:30:22	当初は、江藤、閉じ込め機能、
1:30:28	そこの案内を設計をする。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:32	であり、
1:30:34	配管の閉止措置は、
1:30:37	その設計に影響を与えない。
1:30:40	みたいな、そんな感じのことが言えればなと思いますが、何かお考えあります。
1:30:47	承知しました今、Cを理解しましたのでそういった趣旨にとってちょっと今まだ私の中でも頭ん中で形に整理ついてないところがございますので、今いただいたコメントの趣旨を踏まえましてちょっと整えた形でしっかりとした作文をして、
1:31:03	したいと思います。水ありがとうございます。
1:31:13	第2項、放射性物質を含む液体が溢れ出る恐れがある場合、なるほど。
1:31:22	同じじゃないですか。
1:31:26	規制庁渋谷です。第1項と同じ書きぶりで、お願いできますでしょうか。
1:31:32	解消しました。
1:31:35	次、ページめくっていただいて第1図。
1:31:38	安全避難通路等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:44	日比さっきのなんか、
1:31:46	段差避難、不法な侵入とかと同じじゃなかった。
1:31:53	動けないって言ってる。
1:31:57	動けないというか設けているものに沿って、
1:32:15	規制庁竹田です。第 20 条ですが、これは先ほどの、
1:32:21	はい。球場ですか。そうですね。と同じような流れで、
1:32:29	衛藤真木委員から、避難通路等の設計は変わりませんっていうところを 言ってもらっていいですか。
1:32:46	もしもしすみませんちょっと確認なんすけど、下、これ、こちらで確か 新規応急でこれから、
1:32:57	家にこれから設工認申請させていただく部分なので、近隣カーから変わ らないという言い方とはちょっと違って来るので、
1:33:07	了解しました。
1:33:13	ちょっとお待ちください。
1:33:37	形状建物です。それであれば、先ほどの、
1:33:42	19 条ですか、溢水と同じように、
1:33:45	避難数量や避難用照明等を設ける設計に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:51	配管の閉止は影響を与えない。
1:33:56	ていうのを説明しましょうか。
1:34:16	廃棄物処理場聞こえてますか。
1:34:28	十九条での話カラー考え考えると、聞くから聞くからへ、
1:34:43	処理場さん声が切れてます。
1:34:57	いかがですか。
1:35:01	はいこちらの各部の、
1:35:07	聞いてません。
1:35:09	方調子よかったらええが。
1:35:13	東京事務所いかがですか。
1:35:27	平さんの音声が聞こえ生ん。
1:35:34	あの会議システムっていうのが損者じゃないですか。そうですね。だから、検討されてないんでしょ。
1:35:51	よすとおっきい。
1:36:25	聞こえますでしょうか。規制庁ですけれども、画像上戻りました。あ、聞こえますでしょうか。
1:36:35	今廃マーク。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:39	あんまり来ないからね。
1:36:41	千田刀禰。
1:36:45	斎木さん、作業しました。
1:36:48	益子マネージャー。
1:37:00	ね。
1:37:03	エクスプローラーはあると思いますね。
1:37:12	いや、すごいいっぱい立ち上がって、
1:37:15	そうですか。うん。
1:37:20	そうですよね。
1:37:59	それを、大陸の再起動しかないじゃない。
1:38:06	わかりました。
1:38:12	はい。それで、一体、
1:38:23	これ、
1:38:24	どうですか。
1:38:39	聞こえますかー。
1:38:45	お願いします。お願いします。青枠はついてない。
1:38:53	しゃべってんのかな。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:38:57	一旦切りますか。
1:39:02	そうっすね、再起動しM a a Sまで入ってきてくださあい
1:39:05	すみません。
1:39:07	貧しい
1:39:11	先ほど、
1:39:15	審査医師、いやいやこれは私が今記憶で書いたもので、
1:39:25	さっき神田もさっき隠してみたものじゃないんですよ。
1:39:28	最後の一部は覚えてます。
1:39:31	主権度審査。
1:39:34	最近時間かかっている。
1:39:55	はちょっと全般的に、
1:40:12	絵本ありません。
1:40:14	はい。
1:40:17	はい。はい。
1:40:25	驚見全部大きなやつだけでも教えてもらうなんか、
1:40:29	手振りが違うんだなっていうのは、
1:40:52	継承、はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:57	はい。
1:41:00	いえ、うち、
1:41:03	1月、最後、うん。
1:41:08	の審査、
1:41:25	ありがとう。
1:41:33	なんか今日は、
1:41:37	試験の審査がですね、なんでしょう。うん。
1:41:45	専門機関、
1:41:50	保証困難です。
1:41:53	越後じゃなかったか。
1:41:58	ありがとう。
1:43:59	でもアクティビティがあった。
1:44:08	セーターシブヤです。聞こえますでしょうか。
1:44:13	市長ですけます。ありがとうございます。
1:44:19	水道依頼はまだでしょうか。
1:44:23	東京事務所からでしょうか。
1:44:28	はい、東京事務所音声。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:32	聞こえております。こちらの部分のゴトウです。音声がかんこえております。
1:44:38	30代、35。
1:44:46	政党シブヤですけども、時間も押してきましたので、同じように、
1:44:54	類例として書きぶりを直せるところは、直して、
1:45:00	さしていただくかと思ひますけれども、適用できない、まず新規性基準に対応してないのは、
1:45:10	残りの中で、新規制基準対応のちょは何番になりますでしょうか。
1:45:20	ありがとうございます。
1:45:31	はい。処理場です。まず、21条安全設備の第1項の第4号火災のところ、いろいろはですね、
1:45:41	そこになります。はい。
1:45:44	はい。ちょっとお待ちください。はい。
1:46:40	私で大変申し訳ございません。
1:46:44	処理場ですけどもあとですね35条がですね、第1項の、これ新救急Cじゃないですけども第1項の第6号にが新たに申請新規制対応でしてさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:00	新監事の新規で第7号が該当します。あと第2項、第35条第2項、こちらも出させていただきます。
1:47:11	すみません、もう一度お願いします。
1:47:16	35です。はい。35条申し訳ない上ですけど。はい。処理場ですけどももう1回行きます。第35条第1項の、
1:47:27	第6号と第7号。
1:47:30	あと第2項です。繰り返します。35条第1項第6号第7号、あと第2項です。
1:47:40	はい。
1:47:44	半分ぐらいやって、こういう趣旨での説明ですかねっていうところの共通認識はとれたかと思ってます。なので全体をもう1回見直していただいて、同じような表現できる場所はしてもらってっていうような見直し作業をお願いしたいと思うんですが、それでもよろしいですか。
1:48:05	はい。
1:48:10	ちょっとちょっと、退くですけどもはい承知しました。はい。あと、ごめんなさい。他にまた新新規制対応する条項あるんですけどそこは特に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:23	趣旨は主な趣旨で対応するというのでよろしいですかね今読み上げを 島田してなかったんですけども、
1:48:30	36条以降15条の第2項まで、旧基準でってのがありましたけど、それ 以降にもあるってことですかね。
1:48:45	1人だけでした。
1:48:49	はい。はい処理場です。ごめんなさい。あとですねはい。ありまして、 36条と42条が該当いたします。
1:48:58	以上となります。その上で、はい大変申し訳ありませんきょう散布趣旨 を理解せずにも資料を作って申し訳ございませんでした。
1:49:09	ちょっといただいたコメントの趣旨を踏まえたましてちょっと資料を修 正させていただきたいと思います。
1:49:15	はい。お願いします。今まで聞いていただいてわかる通り、設備、今回 設備だけの話、配管だけの話になるので、その配管が該当するのかしな いのか。
1:49:28	ていうところを明確にしたくて、該当するんであれば、その該当する配 管が条文に対して、どう設計が満たされているのかどうかっていうとこ ろなんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:39	もしその配管ではなくてたとえ建屋側で見てるってということであれば、その建屋側で見てます。それでその建屋ってというのは、秋認可新基準とっていけば、既認可で見てますっていう説明になります。
1:49:51	まだ、新基準通ってなくて9の基準に通ってるのであれば、水したんですかね許可踏まえたそういう設計方針に基づいて、いちいち許可って言わなくていいですよ。
1:50:04	こういう設計方針に基づいて今回の変質の影響があるかないか、ないんですけど、ないですってというような説明をしてもらえばいいってところのコメントを今までしてきたつもりです。
1:50:19	はい承知しましたうまく私の方でちゃんと対応できず申し上げますでしたちょっと頭の体操をしてから、しっかりとしたものを出したいと思っています。どうもありがとうございます。
1:50:31	今回新たにちょっと新新規的な感じでこちら受けとめてるのは漏えいの耐圧試験とか漏えい試験の部分なんですけど、今までは、弁があって、そっちで閉じ込めなりなんなりの機能を持たせているので、
1:50:46	閉止版の方は特にそういう機能は必要ありませんってというような説明を受けてきたつもりなんですけど、それに対してその耐圧試験なり漏えい試験ってというのが、該当条文です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:59	何かそれでもこういう理由、何かその圧力の関係であったり、中の性状の話だったり、こういう理由によって、材料構造の部分には該当しないんですとかその整理はちょっと早めをお願いします。
1:51:20	診断処理場聞こえますか。
1:51:31	科学本部五藤さん聞こえますか。
1:51:37	みんな聞こえなくなっちゃうのかなあ。
1:51:40	東京事務所聞こえますかー処理できちゃいました。
1:51:48	杉野松下津田。
1:51:50	なんで発って言うか
1:51:53	考えられます。処理聞こえますかー。
1:52:03	その辺はもう1回電話で伝えますかね。
1:52:05	うん。
1:52:08	あまりの認識と違いますけど、違う説明をするつもりですか、それとも、
1:52:15	今まで通りの説明で、ちゃんとした、ちょっとご説明が御説明がちょっと前とちょっとそこじゃないかというご指摘をいただいたと思っております。そこをしっかりとさ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:25	ご質問したいと思ってる。
1:52:39	これは開口なるんすかね。
1:52:46	最後またっていかまだやれる。
1:52:57	なったヒアリングいっぱいあって、
1:53:08	知ってますでしょうか。
1:53:10	今聞こえました。最後だけ聞こえますとすいませんもう1回お願いできますでしょうか。
1:53:18	お電話でいいよ、多分大関終わりますって言ったら、1個場所でお待ちください。はい、では本日はヒアリングをこれだったじゃないかってうちで行き疑問を抱かれたというふうに考えておりますというのは、耐 庄、
1:53:39	もう、
1:53:42	駄目だ。
1:53:55	やり終えましょう。はい。いや、ヒアリング終了しまーす。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。